

2 認定こども園の設置促進

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができる施設です。

県としては、認定こども園の周知・広報を図り、その普及を促進するとともに、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進していきます。

(2) 設定区域毎の認定こども園の目標設置数及び設置時期

基本的に各施設、各市町村において、認定こども園に移行する予定及び移行する方向で検討している施設数の合計を目標としますが、計画期間内に設置が見込まれない区域もあります。

各区域で住民を対象に実施した利用意向調査では認定こども園の利用希望があることから、計画期間の最終年度までに「各区域に最低1箇所以上設置されること」を目標とし、これまでの設置状況と各市町村の計画を踏まえ、具体的な目標設置数については、以下のとおり設定します。

仙台区域	87箇所 (83)	富谷区域	3箇所 (5)	大和区域	1箇所 (5)
石巻区域	4箇所 (5)	蔵王区域	1箇所 (0)	大郷区域	1箇所 (1)
塩竈区域	1箇所 (1)	七ヶ宿区域	1箇所 (0)	大衡区域	1箇所 (1)
気仙沼区域	1箇所 (1)	大河原区域	1箇所 (0)	色麻区域	1箇所 (0)
白石区域	1箇所 (1)	村田区域	1箇所 (0)	加美区域	4箇所 (4)
名取区域	2箇所 (6)	柴田区域	1箇所 (0)	涌谷区域	1箇所 (0)
角田区域	1箇所 (1)	川崎区域	1箇所 (1)	美里区域	1箇所 (1)
多賀城区域	3箇所 (6)	丸森区域	2箇所 (2)	女川区域	1箇所 (0)
岩沼区域	3箇所 (3)	亘理区域	1箇所 (0)	南三陸区域	2箇所 (2)
登米区域	10箇所 (10)	山元区域	1箇所 (0)		
栗原区域	1箇所 (1)	松島区域	1箇所 (0)	計	150箇所
東松島区域	1箇所 (0)	七ヶ浜区域	2箇所 (2)	(計	149箇所)
大崎区域	5箇所 (5)	利府区域	1箇所 (2)		

※ () は R4.4.1 現在

3 教育・保育等の従事者の確保及び質の向上

(1) 幼稚園教諭・保育士等の必要見込み人数

＜提供体制の確保のために必要となる人数＞

(単位：人)

暫定値
(各市町村の見直し値決定後に確定)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育教諭・保育士	13,460	13,453	13,510	<u>13,447</u>	<u>13,291</u>
幼稚園教諭	1,421	1,339	1,264	<u>1,206</u>	<u>1,188</u>
				令和5年度	令和6年度
				13,260	13,124
				1,230	1,221

見直し前

(2) 従事者の確保と質の向上

幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加や幼保連携型認定こども園の設置及び移行の増加等による保育士等の不足に対応するため、様々な事業に取り組むことにより、必要見込み人数の確保に努めていきます。

また、質の高い教育・保育の提供が求められる中で、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、多様化するニーズに対応できるよう、従事者の質の向上を図っていきます。

＜新たな保育士等の育成・就業支援＞

保育士養成施設に対する働きかけにより保育士を確保するとともに、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援し、保育教諭を確保していきます。

＜潜在保育士の復帰支援＞

保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していないいわゆる「潜在保育士」の再就職等を支援するとともに、保育士や保育所等の管理者に対する研修等により復帰を支援していきます。

＜保育士等の就業継続＞

保育士等の処遇改善や保育士や保育所等の管理者に対する研修により就業の継続を図っていきます。

＜保育士等のキャリアアップ支援＞

保育士等の技能・経験に応じた資質向上ができる組織体制の整備と、保育現場におけるリーダー的職員の育成を図るための研修を行い、キャリアアップを支援していきます